

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月24日
【会社名】	株式会社レーサム
【英訳名】	Raysum Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小町 剛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03(5157)8881
【事務連絡者氏名】	上級執行役員管理本部長 片山 靖浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03(5157)8881
【事務連絡者氏名】	上級執行役員管理本部長 片山 靖浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 170,192,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月21日付で提出いたしました有価証券届出書について、2019年6月24日付で、有価証券報告書(第28期(自2018年4月1日至2019年3月31日))及び臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照情報

第2 参照情報の補完情報

(添付資料の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年6月21日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

(添付資料の削除)

2019年3月期(自2018年4月1日至2019年3月31日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

下線は訂正箇所を示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

第28期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月13日 関東財務局長に提出

第28期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月9日 関東財務局長に提出

第28期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月8日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2018年6月25日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書を2018年8月13日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併に関する事項）及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書を2019年1月25日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書を2019年2月28日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を2019年3月22日に関東財務局長に提出
- (6) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書（第27期事業年度）及び四半期報告書（第28期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年6月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月24日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2018年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。